

令和7年度第8回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和7年11月12日（水）									
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室									
開会時間	13時30分									
閉会時間	15時05分									
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠				
	1番			5番	井田 厚美	欠席				
	2番	井上 武	出席	6番	田邊 元史	出席				
	3番	庄倉 三保子	出席	7番	恩田 一秀	出席				
	4番	黒木 美由紀	出席							
農地利用最適 化推進委員 出欠	8番	牛田 弘則	出席	14番	秦野 勝仁	出席				
	9番	吉次 純一郎	出席	15番	板 秀樹	出席				
	10番	白川 透	出席	16番	足井 秀二	出席				
	11番	松本 美樹	出席	17番	野口 龍馬	出席				
	12番	糸田 雅樹	出席	18番	山田 安身	出席				
	13番	岡田 充生	出席							
議事録署名委員	8番	牛田 弘則		9番	吉次 純一郎					
出席吏員	農業委員会事務局長補佐 本田 秀和 産業課主幹 前田 智恵 農業委員会事務員 田邊 操枝									
傍聴人	0人									

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農用地利用集積等促進計画案の意見照会について
第3号	南部町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について
その他	(1) 令和7年度第9回南部町農業委員会総会日程 (2) 各地区の遊休農地パトロールのまとめについて (3) 令和7年度農業委員会特別研修会

提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長補佐	令和 7 年度第 8 回南部町農業委員会総会を開会致します。局長は他業務の為欠席でございますので、私が進めさせていただきます。本日は 5 番の井田委員が欠席でございます。農業委員会等に関する法律第 27 条及び南部町農業委員会会議規則第 5 条の規定により、本会は成立していることを御報告致します。それでは日程 2 の会長挨拶をお願いします。
2. 挨 拶	会長	(省略)
	局長補佐	南部町農業委員会会議規則第 6 条の規定によりまして、日程 3 以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、8 番牛田弘則委員、9 番 吉次純一郎委員、書記は田邊職員にお願いします。
4. 議事 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に よる許可申 請に対する 許可につい て	議長	議事に入ります。議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
農地法第 3 条の規定に よる許可申 請に対する 許可につい て	局長補佐	議案第 1 号農地法第 3 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 【議案第 1 号朗読及び説明（議案書 1 ページ）】
		番号 1
		土地の表示： 登記：畠 現況：畠 m ²
		登記：畠 現況：畠 m ²
		権利種別：所有権移転 贈与
		譲渡人：
		譲受人： さんから さんが贈与で取得し利用するための申請です。 全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしていると判断しての申請です。
		譲渡人の さんと譲受人の さんの関係について説明をさせていただきます。配布しています をご覧下さい。この資料は後程回収させていただきますのでよろしくお願いします。
		譲受人であります さんは さんの さんで、 さんの元で蕎麦や果樹の栽培を の形で一緒にされていました。この度、
		さんと さんで認定農業者になられると言う事で、先般の 11 月 10 日に認定審査会がございました。今後は さんが中心になって農業を進めていくという観点から、今回譲受けをする形になったと伺っています。
		譲渡人の さんは、 さんの さんの さんです。 さんは さんが さんと される前の さんとの です。 さんと さんは をして だと聞いています。 さんと さんとは をされていましたが、 された際にされています。
		この農地については、現地調査資料の 4 ページに記載してございま

	す。以前に が解散したときに、その農地を個人保有にするのに農業委員会でも審議されたと伺っております。その際に今回の 2 筆の農地について、当時は さんの さんであった さんが引き継いで耕作をされると言う事で、 さんの名前で登記をされました。が、先ほど説明した事情により、 さんが引き継いで農業をされる事になり、3 条申請で 所有権移転をされる申請でございます。今後は、 さんと さんが一緒に農業経営をされると伺っています。御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。
議長	お配りしています は後で回収します。個人情報に関わる事ですので、慎重な取り扱いをお願いします。質疑を受けます。 会長としてお聞きします。 さんと さんとの間に さんがおられます。 さんも になるわけですが、 さんの了解は取っておられますか。
局長補佐	さんがおられます。 であることには変わりはございませんが、 ということで と で承諾をされ、今回の 3 条申請に至ったと伺っています。
議長	他にございませんか。
庄倉委員	さんの年齢と、専業で農業をされているのか教えて下さい。
局長補佐	年齢は 歳です。認定農業者になり、 さんと一緒に農業で一定の収益を上げていく計画も出ており、専業であると伺っています。
議長	白川委員より補足されることはございませんか。
白川委員	今日も現地調査に行きましたが、境界には杭が打ってありましたし、隣地との関係等、特に問題ないと思いました。
議長	我々は、被害防除を一番に考えなくてはいけないと思っています。 この農地は、以前に が木を植えたりして登記がめちゃくちゃであったが、地籍は入っていないが、土地家屋調査士が入って境界立会もされて、改めてきちんと登記をされた記憶があります。
議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしと認め、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』議決、承認されました。
議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案の意見照会について	議長 議案第 2 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』上程致します。提案者より説明を求めます。今回は筆数が多いですので、事前にお配りしていますので簡潔な説明をお願いします。
	前田主幹 【農用地利用集積等促進計画書の内容の要点を朗読(議案書 2~17 ページ)】 農地番号 1~175 番 設定を受ける者 : 18 名 設定をする者 : 60 名 設定をする土地 : 175 筆 計 264,623 m ²
	議長 議案第 2 号につきまして質疑を受けます。
	田邊委員 さんについてですが、賃料が発生している所と、していない所があります。例えば、 と言う所は無償ですが、これは収量が取れ

	ないとか農地の状態によるものですか。
議長	糸田委員さんより説明をお願いします。
糸田委員	今回申請している農地は全て更新です。 の農地です。 の賃貸借と使用貸借の考え方ですが、賃貸借は、圃場整備がされていて、 水系の水路から水を取る、合わせて沿いの農地で、10 a 当たり で設定しています。使用貸借は、中山間直払いの急傾斜地、それと、池がかりの水系としています。先ほど田邊委員から質問がありました 地域は堤がかりの農地で田の条件はそれほど悪くありませんが、 水系ではないので使用貸借にしています。
田邊委員	分かりました
庄倉委員	先ほどの糸田委員の説明に関してですが、21番と22番は、番地で見ると隣り合わせの農地で、面積もほぼ同じですが、賃料が玄米50kgと35kgで15kgの差があります。この違いは何ですか。
議長	糸田委員お願いします。
糸田委員	10 a 当たり で、端数は 単位で整理しています。
議長	21番と22番は、面積は 50 m ² ほどの違いで15kgの差があります。おかしいです。
糸田委員	申し訳ございません。単純な計算ミスかもしれないので修正をさせていただくことになると思います。基本は10 a 当たり です。もう一度精査させて下さい。
議長	精査させて下さいと言われるなら、ここで認めることは出来ません。この場で、曲がりなりにも答弁をしていただかないと保留にせざるを得なくなります。
局長補佐	計算しますと、 単位で整理しますと21番も22番も45kgになります。
糸田委員	訂正をお願いします。
議長	前田主幹さん、提出された申請書通りに上げられていますか、事務局の記載間違いではないか確認して下さい。
前田主幹	頂いた申請書の通りです。
議長	申請されて正式に議案に上がったものを、一人の さんが訂正して下さいと言われたからと簡単に認めるわけにはいきません。口頭ではなく、きちんとした活字で修正をしていただかなければいけません。この2筆は保留にして来月にしたいと思いますが。
糸田委員	分かりました。
議長	条件付き許可となるのか。
局長補佐	許可案件だと条件付き許可になりますが、農業委員会に対する意見照会ですので、確認が必要ですが、21番と22番を除いたものは妥当と判断すると言う附帯意見を付けた形になるのではないかと思います。
議長	21番と22番は保留の形を取りたいと思います。
庄倉委員	他の筆は間違いないですか。
前田主幹	上がっている面積は畦畔も含めた面積ですが、計算は作付面積で、

		畦畔を除いた面積に を掛けて、 単位で整理してあるのでズレはあるはずです。
議長		そのような答弁をされるのであれば、上がっている全ての農地が畦畔を外して計算してあると言う事ですか。そうであるなら測らなくてはいけません。あの地域は中山間地の条件の悪い所なので、畦畔が大きい農地も有れば、そうでない農地もあります。そのような地域は畦畔が入れてあったり、外してあったりします。それを自信もって答弁できるのですか。
糸田委員		勘違いをしていました。議案書に載っている面積は農地基本台帳の取扱い面積ですが、 は、営農計画書の申請面積、水張面積に対して 10 a 当たり で設定しています。そのようなやり方がいけないのであれば、全てを訂正させていただく事になります。
局長補佐		糸田委員が言われるのは、各農家に配られて再生協議会に提出された細目書の面積をベースとして計算してあると言う理解で良いですか。
糸田委員		再生協議会に申告されている実際の水張面積で計算しています。
議長		最初は議案書に記載されている登記面積で計算されていると言う説明でした。実際は水張面積で計算という事ですが、全部あってますか。畦畔が外してある所と入れてある所がごっちゃになってしまですか。 地区は、畦畔が 3m あるような所もあれば、30 cm くらいの所もあります。そうなると畦畔が 20% の所もあれば 1% の所もあって水張面積は大きく変わります。それがきちんと計算されていますか。
糸田委員		各農地の畦畔を含む基本台帳の面積と、各個人が申告される営農計画書の水張面積との差、畦畔部分は何%かの計算はしていません。水張面積を基本として賃借料の計算をしていますが、ここには賃借料の根拠となる面積は提示してありませんので、今回は保留にしていただいて、来月に根拠面積も提示した上で再度申請をしたいと思います。
議長		登記面積と水張面積を提示してもらわないと、皆さん判断が難しいです。再度申請したいとおっしゃっていますので、1番から 101 番までは保留にしたいと思いますが、いかがでしょうか。
一同		異議なし。
議長		異議なしと認め、議案第 2 号の 1 番から 101 番は保留とします。 102 番から 175 番につきましてご異議ございませんか。
一同		異議なし。
議長		異議なしと認め、議案第 2 号の 102 番から 175 番につきまして議決承認されました。
議案第 3 号 南部町農地 利用最適化 推進委員の 委嘱に関する 規則の一	議長	議案第 3 号『南部町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について』上程します。事務局より説明をお願いします。
	局長補佐	議案書 18 ページから御覧ください。議案第 3 号、南部町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について、南部町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正することの可否について、採決を求めるものでございます。

部改正について	<p>農地利用最適化推進委員の区域割につきましては、検討委員会で議論を重ねていただき、先月の総会で最終案を承認していただきました。そちらを規則に反映させるために、次のような一部を改正する形で農業委員会規則の改正を定めたいと思います。</p> <p>新旧対照表を 20 ページに記載をしてございます。人数につきましては御議論をいただいた募集人数に変更しています。なお、本文では“募集等の人数”という表現がしておりますが、表では“募集等の人員”と書いてございますので、“募集等の人数”で表現を統一するように記載を変更しています。</p> <p>この規則は公布の日から施行で、本日御承認をいただきましたら、農業委員会会長名をもちまして、明日以降の日付で公布したいと思います。なお、経過措置としまして、この 2 条の規定人数の規定は、現在在任する農地利用最適化委員さんの任期が満了する日の翌日以降、令和 8 年 7 月 20 日以後の期間に係る農地利用最適化推進員さんの各区域における募集等の人数について適用するものとします。同日までの間において、つまり令和 8 年 7 月 19 日までは従来の人数割を適用するという意味でございます。新たな委員さんの募集はこの新しい人数で募集をかけますが、万が一、それまでに欠員等が生じた際は、旧来の定めの人数配置に基づいて配置する規定を経過措置として設けるものでございます。これまで御審議をいただいた最終案を、このような形で御提案をさせていただきたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>	
	議長	提案者から議案第 3 号について説明がありました。質疑を受けます。御異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第 3 号『南部町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について』原案どおりに議決、承認されました。
令和 7 年度第 9 回農業員会総会の日程	議長	令和 7 年度第 9 回南部町農業委員会総会は、令和 7 年 12 月 10 日（水）に開催します。
各地区の遊休農地パトロールのまとめについて	議長	『各地区の遊休農地パトロールのまとめについて』説明をお願いします。
	局長補佐	資料はございません。8 月 1 日から 10 月 23 日にかけまして各地区において遊休農地パトロールを実施していただきました。その調査結果を事務局でメモをした資料を、本日の総会前に各班の班長様にお配りしています。その資料を参考にしていただきながら、最終的な遊休農地の判定を各地区で行っていただきまして、12 月の総会をめどに事務局まで提出をお願いします。年内には最終結果の取りまとめをしたいと思いますので、御多忙のことと思いますがよろしくお願ひいたします。
	議長	この事についてお聞きになりたいことはございませんか。（質問、意見等なし。）

令和 7 年度農業委員会特別研修会	議長	『令和 7 年度農業委員会特別研修会』について説明をお願いします。
	局長補佐	(『令和 7 年度農業委員会特別研修会』の日程について、議案書 21 ページに沿って説明)
閉会	議長	これにて令和 7 年度第 8 回南部町農業委員会総会を閉会致します。